

## 2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）更新概要

### 1. 概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新していく必要があり、原則として、年一回3月ごろに更新を行う予定としています。ただし、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新することがあります。

#### [EDINETタクソノミ更新の概要]

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新とは別に臨時的な対応として行われるものであり、その概要は、次のとおりです。

- ・ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「特定有価証券開示府令」という。）の改正による自己株券買付状況報告書の様式新設
- ・ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「大量保有府令」という。）及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「自社株買付府令」という。）の改正による様式変更

これらの改正の内容については、平成26年7月2日に公布の改正府令（[こちら](#)）を参照してください。

更新内容の概要については「EDINETタクソノミ更新概要 添付資料」を、更新の完全な内容については「EDINETタクソノミ差分情報」をそれぞれ参照してください。

#### [更新対象となるタクソノミ]

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 特定有価証券開示府令自己株券買付状況報告書タクソノミ（新規）
- ・ 大量保有府令タクソノミ
- ・ 自社株買付府令タクソノミ

#### [XBRL作成ツール]

今回更新対象となる様式のうち、次のものについては、EDINETのXBRL作成ツールが利用可能です。各ツールの提供時期については、「4. 今後の予定」を参照してください。

対象書類	XBRL作成ツールの種類
自己株券買付状況報告書（特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式）	・ 報告書（XBRL）作成ツール
大量保有報告書及び変更報告書（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式及び第三号様式）	・ 大量保有報告書様式（Excel版） ・ 大量保有報告書作成（Web入力フォーム）

[バージョン日付]

更新対象のタクソミについては、名前空間URI及びファイル名のバージョン日付を変更しています（"2014-07-31"）。

## 2. 根拠法令

次の法令の改正に基づき、EDINETタクソミの設定を更新しています。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成26年7月2日）
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成26年7月2日）
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成26年7月2日）

## 3. 適用時期

更新後のEDINETタクソミの適用時期は、次のとおりです。2014年版EDINETタクソミ（投信法改正対応版）の適用対象以外の書類については、従前のEDINETタクソミ及びガイドラインが適用されます（「[2014年版EDINETタクソミの公表について](#)」又は「[2014年版EDINETタクソミ（みなし有価証券届出書対応版）の公表について](#)」を参照）。

対象書類	適用時期
自己株券買付状況報告書（特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式）	改正後の特定有価証券開示府令の施行日（平成26年12月1日）以後提出されるものから適用
大量保有報告書及び変更報告書（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式及び第三号様式）	改正後の大量保有府令の施行日（平成26年12月1日）以後提出されるものから適用
自社株に関する公開買付届出書、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（自社株買付府令 第二号様式、第三号様式及び第四号様式）	改正後の自社株買付府令の施行日（平成26年12月1日）以後提出されるものから適用

#### 4. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成26年11月上旬頃	2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）の運用開始（これにより2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）を用いた事前チェックテストが可能となります。）
平成26年11月上旬頃	2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）に対応した大量保有報告書様式（Excel版）（以下「Excelツール」という。）の公表開始（これにより2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）を用いた大量保有報告書をExcelツールで作成することが可能となります。）なお、当該Excelツールによる書類提出は12月1日以降可能となります。
平成26年11月上旬頃	2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）に対応した報告書（XBRL）作成ツール（以下「報告書ツール」という。）の運用開始（これにより2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）を用いた自己株券買付状況報告書（特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式）を報告書ツールで作成することが可能となります。）
改正後の内閣府令の施行日（平成26年12月1日）	2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）に対応した大量保有報告書作成（Web入力フォーム）（以下「Webフォーム」という。）の運用開始（これにより2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）を用いた大量保有報告書をWebフォームで作成及び提出することが可能となります。）
	2014年版EDINETタクソノミ（投信法改正対応版）を用いた書類提出の開始

以上